

男鹿市規則第 8 号

男鹿市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成 21 年男鹿市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(区分変更の届出)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p><u>(電子申請による届出)</u></p> <p><u>第 5 条 前 3 条の規定にかかわらず、業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。</u></p> <p>第 6 条及び第 7 条 (略)</p>	<p>(区分変更の届出)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条及び第 6 条 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。